



埼玉県報

号 外 第 1 7 号
平 成 2 3 年 7 月 1 4 日
木 曜 日

目 次

告示

- [埼玉県知事選挙の期日\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県知事選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県知事選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県知事選挙における選挙人名簿登録者の50分の1又は3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県選管告示第九十三号

埼玉県知事選挙を次により行う。

平成二十三年七月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

選挙期日 平成二十三年七月三十一日

告 示

埼玉県選管告示第九十四号

平成二十三年七月三十一日執行の埼玉県知事選挙における選挙長及び選挙長に事
故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十三年七月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

選挙長

埼玉県北本市宮内三丁目百四十二番地二十六

加藤 憲

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県熊谷市宮前町一丁目百四十七番地

島野 直

告 示

埼玉県選管告示第九十五号

平成二十三年七月三十一日執行の埼玉県知事選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十三年七月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十三年七月十五日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第九十六号

平成二十三年七月三十一日執行の埼玉県知事選挙における政見放送及び経歴放送実施規程第十四条第一項の規定による各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日及び場所は、次のとおりである。

平成二十三年七月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十三年七月十四日 午後七時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第九十七号

平成二十三年七月三十一日執行の埼玉県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十三年七月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

六〇、五〇〇、〇〇〇円

告示

埼玉県選管告示第九十八号

平成二十三年七月十三日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十三年七月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一七、五五八人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇四六、三一四人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	六四、九七六人
南第二区	一三四、七四一人
南第三区	二三、〇四七人
南第四区	三七、九四七人
南第五区	三〇、二三七人
南第六区	四二、三九二人
南第七区	二五、八八七人
南第八区	二五、三八九人
南第九区	三九、六一七人
南第十区	四六、九二六人

南第十一区
南第十二区
南第十三区
南第十四区
南第十五区
南第十六区
南第十七区
南第十八区
南第十九区
南第二十区
南第二十一区
南第二十二区
南第二十三区
西第一区
西第二区
西第三区
西第四区
西第五区
西第六区
西第七区
西第八区
西第九区
西第十区
西第十一区
西第十二区
西第十三区
西第十四区
西第十五区
北第一区
北第二区
北第三区
北第四区
北第五区
北第六区

二九、六三六人
三〇、六五五人
六一、三八五人
三一、九二三人
一九、二六〇人
三〇、四六三人
一九、二七九人
四三、三二三人
一九、五八九人
三二、一八四人
一六、七三三人
三四、七三四人
二〇、八八三人
九三、六九七人
四〇、七四五人
二二、七二一人
四三、二八三人
一五、六七二人
二九、〇二二人
二三、五六一人
九三、〇五六人
一五、七三五人
一三、六七四人
二七、三四八人
一八、八五七人
一二、〇五二人
二四、三五六人
二七、三〇七人
一八、六七九人
一二、五二五人
一五、三〇三人
二一、六〇一人
四九、四五〇人
五五、六八四人

東第一区
東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

二三、七一七人
一五、三七〇人
一八、七二〇人
一五、三九四人
一九、四五九人
一七、七一五人
二八、九一八人
五五、五三一人
八七、九五六人
二一、七八〇人
三六、〇四三人
一七、五七七人
一五、一二七人
三一、六七一人
一七、三九七人